

仕様書

1 概要

(1) 件名

益田市役所その他の公共施設（４３９契約）で使用する再生可能エネルギー由来電力供給業務

(2) 需要場所

別紙「対象施設A～H」に掲げる施設及びこれに附属する施設

2 仕様

(1) 需要場所ごとの予定使用電力量等

別紙「対象施設A～H」のとおり

(2) 受給期間

令和6年4月1日以後の最初の検針日の0：00から令和7年4月1日以後の最初の検針日の前日の24：00まで

(3) 需給地点

需給場所における中国電力ネットワーク株式会社の開閉所内の電源側接続地点

(4) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(5) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(6) 供給条件

次のア及びイの条件を満たすこと。

ア 「RE100 TECHNICAL CRITERIA (※)」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が、100%であること。

イ アの環境価値について、益田市（以下「甲」という。）に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

(※参考： <http://there100.org/going-100>)

3 電気料金の算定方法等

(1) 電気料金の算定方法

電気料金の算定は、次に掲げる契約の区分に応じて定める方法により行うものとする。
この場合において、当該算定した料金に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

【低圧電力】

ア 低圧・固定単価契約

① 電気料金

電気料金の計算は、次の①-1、①-2、①-3及び①-4を合計して得た金額とする

①-1 基本料金

契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定

するものとする。この場合において、基本料金にかかる力率割引を適用するときは、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。

① - 2 電力量料金

契約ごとに月ごとに電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

① - 3 燃料費調整額

各月の燃料費調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費調整単価の算定諸元に準じ、又は受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。この場合において、契約期間中に燃料費調整に係る制度の改定があったときは、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。

① - 4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

② 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

【高圧・特別高圧電力】

次の「ア 単価固定契約」「イ 単価変動（市場連動）契約」のいずれかの方法により契約するものとする。

ア 単価固定契約

① 電気料金

電気料金の計算は、次の①-1、①-2、①-3及び①-4を合計して得た金額とする。

① - 1 基本料金

契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。この場合において、基本料金にかかる力率割引は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。

① - 2 電力量料金

契約ごとに月ごとに電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

① - 3 燃料費等調整額

各月の燃料費等調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元に準じ、又は受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとする。この場合において、契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があったときは、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。

① - 4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

② 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

イ 単価変動（市場連動）契約

① 電気料金

電気料金の計算は、次の①－１、①－２、①－３及び①－４を合計して得た金額とする。

①－１ 基本料金

契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量の実績に応じて算定するものとする。この場合において、基本料金にかかる力率割引は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。

①－２ 従量料金

契約ごとに定める従量料金単価に３０分ごとのＪＥＰＸエリアプライスの実績単価にスポット取引手数料単価、託送料金単価、手数料単価、環境価値単価、を加えた額に、当該契約に係る施設の同日同時刻帯の３０分使用量の実績を乗じて算定するものとする。

①－３ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

② 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

(2) 入札金額算出方法

ア 単価固定型契約

① 環境価値単価は各社任意で設定することも可とする。この場合において、任意で設定する環境価値単価は、固定単価とする。

② 燃料調整単価の反映は各社任意で設定することも可とする。ただし、任意設定する場合の算定諸元は公表されているものに限るものとし、入札時に当該算定諸元を提出すること。

③ 燃料調整単価を設定する場合において、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元を用いるときは、当該指定する燃料費等調整単価を用いて算出すること。なお、受注者が独自に定める公開された算定諸元を用いる場合は、本入札において指定する貿易統計、エリアプライス、３０分値を使用して当該月の燃料費等調整費を算出するものとし、契約期間内は当該算定諸元に記載された各数値を変更しないものとする。

④ 各単価の算出は、あらかじめ容量拠出金の負担額を考慮して行うこと。

⑤ 入札等に係る条件提示においては、再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策は考慮しないこと。

イ 市場連動型契約

① 損失率は当該地域の送配電事業者が定める数値もしくは０とする。

② 託送電力量料金単価は当該地域の送配電事業者が定める数値もしくは０とする。

③ スポット購入手数料は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は固定単価とする。

- ④ 小売手数料は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は固定単価とする。
- ⑤ 環境価値単価は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は固定単価とする。
- ⑥ ⑥燃料調整単価の反映は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は、算定諸元が公表されていることとし、入札時に算定諸元を提出すること。
- ⑦ 燃料調整単価を設定する場合、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元を用いる場合は指定する燃料費等調整単価を用いて算出すること。なお受注者が独自に定める算定諸元を用いる場合は、受注者の供給約款に定める算定諸元を用い、本入札において指定する貿易統計、エリアプライスを使用して当該月の燃料費等調整費を算出すること。なお、算定諸元における各種係数について契約期間内は変更を行わないものとする。
- ⑧ 容量拠出金の負担額を考慮して各単価は算出を行うこと。
- ⑨ 本入札において、再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策は考慮しないこと。

(2) 電気料金の請求

電気料金の請求は、次のアからウまでに掲げるところにより行うものとする。

- ア 受注者は、施設ごとに請求書及び利用明細を作成するものとする。
- イ 受注者は、毎月の請求額を確定したときは、請求の対象となる施設に係る契約を所管する部署に対し、電子メールにより拠点名を明示してその旨を通知するとともに、電子メールに添付する方法、ストレージサービスによりパスワードを設定して受け渡しをする方法又は発注者が専用のウェブサイトから請求書をダウンロードする方法のいずれかにより、請求書及び利用明細を交付するものとする。この場合において、当該請求書及び利用明細の交付は、次の(ア)及び(イ)に定める方法又は形式としなければならない。
 - (ア) 請求書を発注者が専用のウェブサイトからダウンロードする方法により提供する場合は、当該サイトに一括でダウンロードする機能を付すること。この場合において、当該サイトに機能を付することができないときは、電子メールに添付し、又はストレージサービスによりまとめて提供すること。
 - (イ) 利用明細は、発注者が随時確認し、及び容易に加工編集ができるよう、CSV又はExcel形式の電子データで提供すること。
- ウ 経済産業省による電気・ガス価格激変緩和対策の支援を受け、同省が定める値引き単価に応じて値引きを行うものとする。

(3) 調整後排出係数の確認資料等

受注者は、次のア及びイに掲げる資料を、当該ア及びイに定める期限内に発注者に提出しなければならない。

- ア 使用に伴う二酸化炭素の排出量に係る調整後排出係数がゼロとなる電気であることが確認できる資料（任意様式）：契約年度における電力供給の終了する日の翌月20日
- イ 非化石証書の写し：発注者及び受注者で協議により定める期間内（当該証書の写しが前項第6号の供給条件の仕様を満たさない場合において、追加で購入した証書により補修をする場合は、別途定める期間内）

(4) 電気使用量データ等の提供

受注者は、(2)のイの(ア)及び(イ)のほか、発注者が請求書、利用明細、電気使用量データ又は30分デマンド値のデータ提供を求めた場合は、速やかにこれに応じること。

4 受注者の留意事項

(1) 検針機器等

契約の締結に伴い、電力量等の検針に必要な機器の準備、交換工事等について調整が必要となる場合は、受注者において当該調整を行うものとする。

(2) 緊急時の連絡体制

受注者は、災害、事故等が発生した場合において、発注者が指定する連絡先への指示、連絡等が迅速に行える連絡体制を確立するものとする。

(3) 重要事項

受注者（この号及び次号において、候補者を含む。）は、次のア及びイに掲げる事項について留意しなければならない。

ア 受注後において、市場の大幅な変動等やむを得ない理由により契約単価の変更を行おうとする場合は、十分な期間の猶予を設けて発注者に対し協議を申し入れるものとする。

イ アの協議の結果、契約単価の変更が不成立となった場合は、当該契約の締結を取りやめ、又は解除するものとする。この場合において、当該理由による契約の取りやめ又は解除を理由とする違約金等の請求は認めないものとする。

(4) その他

この仕様書に定めのない事項については、中国電力株式会社の標準供給条件を基準として、発注者及び受注者で協議して別途定める。

5 入札等における留意事項

本業務の契約に係る入札等に参加するもの（以下「入札参加者」という。）は、次の各号に定めるところにより競争価格の提示を行わなければならない。

(1) 入札等においては、対象施設Aから対象施設Hまでのグループを単位として提示を行うこと。

(2) 落札後の毎月の請求は、入札等において用いた電気料金の算定方法に基づき行うこと。

(3) 電気事業法第2条の2の登録を受けた小売電気事業者が取次として入札等に参加する場合は、提示した競争価格での供給について最終的な責任を負うこと。